事 務 連 絡 平成10年11月18日

都道府県労働基準局 安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部 安全課長

映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について

第三次産業における労働災害防止対策に資するために、中央労働災害防止協会への委託事業として同対策に係る調査研究を行ってきたところであるが、今般、映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止について、別添のとおり労働災害防止のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)がとりまとめられたので送付する。

ついては、ガイドラインを参考にして関係事業場において、自主的な労働災害防止活動が図られるよう指導等に努められたい。

なお、今回送付したガイドラインは、別紙のとおり関係団体に送付し、活用を要請したので申し添える。

別添

別紙

事務連絡

平成10年11月18日

- 日本放送協会労務 · 人事室厚生部長
- (社)日本民間放送連盟会長
- (社)日本映画製作者連盟会長
- (社)日本テレビコマーシャ制作社連盟理事長
- (社)全日本テレビ番組製作社連盟理事長

労働省労働基準局安全衛生部 安全課長

映画、テレビ番組等の撮影現場における労働災害の防止について

近年のサービス経済化の進展等により、第三次産業における労働災害の割合が年々高くなっていることから、労働省としては、第三次産業の労働災害防止を重点施策の一つとして積極的に推進しているところです。こうした中で、今般、中央労働災害防止協会において、映画、テレビ番組等の撮影現場等における自主的な労働災害防止活動に資するため、別添のとおり「映画、テレビ番組等の撮影現場等における労働災害防止のためのガイドライン」が作成されましたので、これを参考にして貴協会(連盟)会員事業場における労働災害防止に活用されるようお願い申し上げます。

て打合せを行わせること。

(2) 整理整頓等の励行

制作事業者及び関係事業者は、安全衛生責任者の指揮のもと、作業者に制作作業場所の整理、整頓、清掃及び清潔の励行(4S活動)を行わせること。

6 安全衛生教育の実施

- (1) 制作事業者及び関係事業者は、制作作業を行うに際し、労働者を雇い入れたとき及び作業内容を変更したときは、当該労働者が従事する業務に関する安全衛生教育を行うこと。
- (2) 制作作業を行うに際し、制作事業者は、統括安全衛生責任者及び制作安全衛生管理者に対し、 関係事業者は、安全衛生責任者に対し、それぞれその業務を行うのに必要な安全衛生教育を行 うこと。

7 部門別の労働災害防止措置の実施上の留意事項

制作事業者及び関係事業者は、制作作業の各部門ごとに、当該部門に応じた次の事項に留意して制作作業における労働災害防止措置を実施すること。

(1) 制作部門

制作部門は、制作作業全体の管理を行う部門として、統括安全衛生責任者及び制作安全衛生管理者の指示を受けて労働災害防止に関する必要な業務を行うこと。

なお、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- イ 複数の事業場の労働者が混在する体制下においても、明確な指揮命令系統の確保に努める こと。
- ロ 演出、撮影、照明、録音、美術等の他の部門との事前打合せを行い、作業内容に関する理解を深めること。
- ハ 使用機材、作業環境等に係る危険の防止のため、下記事項に関する措置を実施すること。
- (イ)機材の落下防止
- (ロ) 架設物の強度及び安全性の確保
- (ハ) 設営施設の保全監視及び衛生の確保
- (二) 感電防止のための安全措置
- (ホ) 操作者の安全衛生の確保
- (へ) 部外者への危険防止措置
- (ト) その他労働災害防止に必要な事項に係る措置

(2) 演出部門

- イ 危険を伴う演技(落馬、潜水、高所からの飛び降り等)は、特殊技能の習得者に行わせると ともに、必要な安全対策を講じること。
- ロ 戦闘シーン等多数の人間が出演するロケーションでは、必要に応じて医師、看護婦(士)を 現場に待機させる等の救急体制を整えること。
- ハ 爆発物等の危険物の取扱いは、有資格者に行わせること。

8

て打合せを行わせること。

(2) 整理整頓等の励行

制作事業者及び関係事業者は、安全衛生責任者の指揮のもと、作業者に制作作業場所の整理、 整頓、清掃及び清潔の励行(4S活動)を行わせること。

6 安全衛生教育の実施

- (1) 制作事業者及び関係事業者は、制作作業を行うに際し、労働者を雇い入れたとき及び作業内容を変更したときは、当該労働者が従事する業務に関する安全衛生教育を行うこと。
- (2) 制作作業を行うに際し、制作事業者は、統括安全衛生責任者及び制作安全衛生管理者に対し、 関係事業者は、安全衛生責任者に対し、それぞれその業務を行うのに必要な安全衛生教育を行 うこと。
- 7 部門別の労働災害防止措置の実施上の留意事項

制作事業者及び関係事業者は、制作作業の各部門ごとに、当該部門に応じた次の事項に留意して制作作業における労働災害防止措置を実施すること。

(1) 制作部門

制作部門は、制作作業全体の管理を行う部門として、統括安全衛生責任者及び制作安全衛生 管理者の指示を受けて労働災害防止に関する必要な業務を行うこと。

なお、その実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- イ 複数の事業場の労働者が混在する体制下においても、明確な指揮命令系統の確保に努めること。
- ロ 演出、撮影、照明、録音、美術等の他の部門との事前打合せを行い、作業内容に関する理解を深めること。
- ハ 使用機材、作業環境等に係る危険の防止のため、下記事項に関する措置を実施すること。 (イ)機材の落下防止
- (ロ) 架設物の強度及び安全性の確保
- (ハ) 設営施設の保全監視及び衛生の確保
- (二) 感電防止のための安全措置
- (ホ) 操作者の安全衛生の確保
- (へ) 部外者への危険防止措置
- (ト) その他労働災害防止に必要な事項に係る措置

(2) 演出部門

- イ 危険を伴う演技(落馬、潜水、高所からの飛び降り等)は、特殊技能の習得者に行わせると ともに、必要な安全対策を講じること。
- ロ 戦闘シーン等多数の人間が出演するロケーションでは、必要に応じて医師、看護婦(土)を 現場に待機させる等の救急体制を整えること。
- ハ 爆発物等の危険物の取扱いは、有資格者に行わせること。

二 殺陣(たて)又は戦闘場面に用いる刀等の用具は、木製、竹製等の危険のないものを使用すること。

また、殺陣、戦闘場面等の危険を伴う立ち回りシーンについては、必要な広さの確保、十分なリハーサルの実施、専門家の指導等の安全確保に必要な措置を講じること。

- ホ 出演者が火気、危険物等の近くで演技を行わないよう配慮すること。
- へ その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じること。

(3) 撮影部門

- イ イントレを使用する等高所でカメラ撮影を行う場合は、手すりの設置、安全帯の使用等に より墜落防止措置を講じるとともに、落下物等のないよう注意し、箱物等はできる限り固定 すること。
- ロ 撮影者は、ファインダーを覗く作業に集中し、足元の確認がしにくいので、必要に応じ、 補助者により、監視、誘導を行わせること。
- ハ カメラ、レンズ及びアクセサリー類の落下防止及び転倒防止の処置を講じること。
- ニ クレーン、移動車等の特殊な機械を使用する場合には、操作者との事前の打ち合わせを行うこと。
- ホ 撮影場所については、作業の障害となる物を置かないようにするとともに、整理整頓に努 めること。
- へ その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じること。

(4) 照明部門及び録音部門

- イ 足場にライトを設置するとき及び撤収するときは、ライト本体、付属品等の落下防止及び 転倒防止のための措置を講じること。
- ロ <u>吊りマイク、吊りスピーカー</u>等の吊り物は落下防止のためロープ等で固定し、必要な場合 にはチェーン又は固定金具により保護すること。
- ハ ライトの点灯の際は、周囲の状況を確認し、幕、カーテン類等の可燃物がライトに触れないようにすること。
- ニ また、撮影場所において引火性及び可燃性のガスの発生により危険が生じるおそれがある場合には、火災になることがないようにライト等の設置場所を決定するとともに、静電気の発生の防止措置を講じること。
- ホ その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じること。

(5) 美術部門

- イ セットの設計においては、セットの建て込み時、使用時及び解体時の安全性に配慮すること。
- ロ 重量物の取扱いに際しては、必要によりクレーン等を使用すること。
- ハ <u>特に人を吊り上げる場合等の直接人が関係する設</u>備については、十分な強度を持たせること。
- ニ セットの建て込み、解体時には安全帽等必要な保護具を着用すること。
- ホ 塗装等で有機溶剤を用いる場合には、換気装置の設置、有機ガス用防毒マスクの使用、作業主任者の選任、有機溶剤等健康診断の実施等の必要な措置を講じること。
- へ 消火器を配備すること、引火性の物等の危険物を取り扱う作業時に火気を伴う作業をしな

いこと等の火災の防止等のための必要な措置を講じること。

- ト 火災場面の撮影等に際しては、管轄の消防署への届出を行い、必要な安全対策を講じること。
- チ その他労働災害防止に必要な事項に係る措置を講じること。

8 撮影場所別の労働災害防止措置の実施上の留意事項

制作事業者及び関係事業者は、次に掲げる危険な撮影場所における撮影に際しては、安全に関 し、各分野の専門家、施設等の管理者等の指示に従うとともに当該場所に応じた次の事項に留意 して制作作業における労働災害防止措置を実施すること。

(1) 自然災害発生地における撮影

- イ 地震、津波、台風、豪雨、洪水、土石流、噴火等の自然災害の撮影に当たっては、予測されない危険が発生する可能性があることから、常に安全を優先して、行動すること。
- ロ 携帯電話、無線機、ラジオ等を携行し、通信、連絡手段を確保すること。
- ハ 必要に応じ、安全靴、ヘルメット、非常食、飲料水、医薬品等を装備すること。

(2) 山岳地における撮影

- イ 山岳地においては、天候、落雷、落石、転落、高山病、不整地、動物等による危険の防止 のため必要な対策を護じること。
- ロ 山岳地においては、天候、日没時間等により行動時間が制約されるので、余裕をもった撮影行動計画をたてること。
- ハ 登山計画書の提出の必要な山岳については、登山口より奥は登山についての専門知識が必要な領域であるので、ガイドをつける等の措置を講じ、未経験者のみでは立ち入らないこと。
- 二 火山に関する撮影作業においては、警戒区域、避難勧告区域等について周知するとともに、 避難勧告区域には原則として立ち入らないこと。
- ホ 必要に応じ、無線機、携帯電話等を携行すること。
- へ 必要に応じ、安全靴(登山靴)、ヘルメット、非常食、飲料水、医薬品等を装備すること。

(3) 寒冷地における撮影

- イ 寒冷地においては、寒さにより判断力の低下が起こりがちであるので、十分な防寒装備を 行うこと。
- ハ 紫外線の雪面反射による視力障害を防ぐため、必要に応じ紫外線に有効なサングラスを使用すること。
- 氷上においては、単独行動を行わせず、必要に応じ、2人以上がロープで互いを緊縛しながら撮影する等の措置を講じること。

なお、強度が不十分であるおそれのある氷上においては、作業を行わないこと。

ホ スキー場での撮影においては、他のスキーヤー等との衝突等による危険の防止のため、山 側の高所等の周囲の状況の確認できる場所に監視者を配置するよう努めること。

- イ 原子力関係施設での撮影に当たっては、放射性物質及び電離放射線について十分理解させるとともに、電離放射線による被ばくを受けることのないよう努めること。
- ロ 管理区域に立ち入る場合には、次の事項を遵守すること。
- (イ) 取材対象事業場の承認を得ること。
- (ロ) 承認に際して付された条件に従って行動すること。
- (ハ) 管理区域内では、被ばく線量測定用具を身体の所定の位置に装着すること。
- ハ 取材者の身体及び所持品が放射性物質の汚染を受けないよう防護すること。

(5) 火災発生場所における撮影

火災の撮影に当たっては、風上から撮影すること。 また、風向きの変化に注意するとともに、避難ルートを確保すること。

(6) 航空機を使用した空からの撮影

- イ 搭乗前に撮影の内容、時期、方法等について機長と打ち合わせを行うとともに、搭乗中に おいては安全に関する機長の指示に従うこと。
- ロ 限られた空域で、同一対象を複数機で撮影する場合には、見張りに専従できる要員を乗務 させること。

(7) 船上における撮影

- イ 船上での撮影に当たっては、船長と撮影の内容、時期、方法等について打ち合わせを行う とともに、船内においては安全に関する船長の指示に従うこと。
- ロ 船舶の揺れによる撮影者の転落防止に配慮するとともに、必要に応じライフジャケット等 の救命用具を使用させること。

また、機材の転倒、落下の防止対策を講じること。

(8) 潜水による水中における撮影

- イ 水深10m以上の場所で撮影作業を行う場合には、浮上に際し撮影作業の水深、潜水時間及びその日の潜水回数に応じた減圧方法を遵守させること。
- ロ 潮流が速いと予測される場所において、潜水による撮影作業を行わせる場合には、撮影作業者に、マーカーブイ、耐水発煙筒等緊急信号用器具を携行させるとともに、その使用方法について教育すること。
- ハ 潜水作業(潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気またはボン べからの給気を受けて、水中において行う作業)は有資格者(潜水士)に行わせること。

10

基 発 第 1 1 7 号 の 3 平 成 元 年 3 月 1 3 日

テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について

最近、テレビ番組、映画等の制作の作業(以下「制作の作業」という。)において、車輛事故、火 災等により労働災害が続発していることは、誠に遺憾に堪えないところである。

一般に、制作の作業においては、ディレクター(監督)、プロデューサー、撮影スタッフ等事業の所属を異にする者が、短期間、チームを編成し、また、撮影の目的等から特殊な作業を行うため、労働災害防止対策の検討、実施が不充分となり易い側面があることから労働災害を発生させているものも多い。

ついては、今般、別添のとおり製作プロダクションで組織する関係団体等に対し要請したので、 了知のうえ、必要に応じ関係者に対して、本要請の趣旨が周知徹底されるよう配意されたい。

要請先関係団体等

社団法人 全日本テレビ番組制作社連盟

理事長 澤田隆治

社団法人 日本民間放送連盟

会長 中川順

社団法人 日本テレビコマーシャル制作社連盟

理事長 中村誠

日本放送協会(NHK)

会長 池田芳蔵

別添

基発第117号

平成元年3月13日

関係団体の長あて

労働省労働基準局長

テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について

最近、テレビ番組、映画等の制作の作業(以下「制作の作業」という。)において、車輛事故、火 災等により労働災害が続発していることは、誠に遺憾に堪えないところであります。

制作の作業においては、ディレクター(監督)、プロデューサー、撮影係、照明係、録音係、美術係、俳優等事業の所属を異にするものが、ディレクター若しくは映画監督又はプロデューサーの指揮の下に協力して作業を進めている場合が多く、制作の作業における災害を防止するためには、使用する機械器具、現場における作業の方法等について制作の作業全体を統括して安全衛生管理を進めることが肝要であります。

つきましては、制作の作業における同種災害の発生を防止するため、貴会会員事業者に対し、さらに安全意識の高揚を図るとともに、下記の事項について周知徹低していただくよう要請します。

さらに、制作の作業における災害防止対策のうち、業界で統一して検討することが効果的と認め られるものについては、貴会において安全衛生対策委員会等を設置して検討していただくように併 せて要請します。

記

1. 計画段階における安全性の検討

制作の作業の計画段階において、あらかじめ撮影場所、撮影資材、制作の作業の方法等についての安全性を検討する。

- 2. 現場における災害防止措置
- (1) 資材による危険の防止

車輛、電気設備、大道具、小道具、危険物、撮影機材等の資材についての安全性を点検をするとともに、撮影、録音等技術受託をした関係事業者等が現場へ持ち込んだ資材についても、 点検結果を報告させる等現場における資材による危険を防止すること。

(2) 演技、撮影、照明等の作業における危険の防止

演技、撮影、照明等の作業の方法については、防護設備又は保護具の必要性、演技者、撮影 者等の技能レベルに応じた演技速度の調整、訓練又は練習の必要性等を検討し、安全な方法に より作業を実施すること。

- 3. 安全衛生に関する責任体制の確立等
- (1) 安全衛生に関する責任体制の確立

現場における安全衛生責任者を選任する等業務の遂行体制に応じた安全衛生に関する責任 体制を確立すること。

(2) 安全衛生基準の策定等

安全衛生に関する責任体制、資材の管理、作業の方法等について現場における具体的安全衛 生基準を策定し、関係者に周知すること。

(3) 専門家による安全性の検討

特撮用機材、擬闘等安全性を検討するうえで専門的知識を必要とする作業については、専門 家に検討を依頼する等、その実効を期すること。

(4) 安全衛生教育の実施

制作の作業の関係従事者に対し、作業前打合せ等の機会に、資材、作業方法等に係る危険性、災害防止措置等について安全衛生教育を行うこと。

参考

テレビ番組等の制作の作業における労働災害等事例

発生日時	80 ctr #6 d. db 27		-
完生 日 時	災害発生状況	備	考考
昭和59年 1月11日	ホテル内の撮影において、照明用配 線準備のため、ホテル変電室で高圧配 電盤にふれ感電した。	死亡:制作 1名	会社の労働者
昭和59年 7月7日	1	1	会社の下請 <i>労</i> 1名
昭和62年 7月16日		働者	会社の下請労 1名 事業場の事業 名
昭和62年 11月30日	人質を乗せ、乗用者で逃走するシーンの撮影のため、高速で蛇行運転したところ、壁に激突し死亡した。	死亡:制作 1名 休業:俳優	
昭和63年 7月30日	ライトバンの荷台に撮影スタッフ3名、乗車席に俳優4名が乗り、走行しながら撮影中、並木に激突し、横転したため荷台のスタッフ1名がライトバンの下敷きになり死亡した。	働者 休業:発注 名	者の労働者 1 会社の下請労 1 名
平成元年 2月10日	スタジオにおいて映画の撮影中、撮影用のセットから出火・延焼し、撮影に当たっていた照明係の1名が一酸化炭素中毒により死亡したほか、25名が火傷により負傷した。	調査中	

基発第117号の2

平成元年3月13日

日本放送協会

会長 池田芳蔵殿

労働省労働基準局長

テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について

最近、テレビ番組、映画等の制作の作業(以下「制作の作業」という。)において、車輛事故、火 災等により労働災害が続発していることは、誠に遺憾に堪えないところであります。

制作の作業においては、ディレクター(監督)、プロデューサー、撮影係、照明係、録音係、美術係、俳優等事業の所属を異にするものが、ディレクター若しくは映画監督又はプロデューサーの指

揮の下に協力して作業を進めている場合が多く、制作の作業における災害を防止するためには、使 用する機械器具、現場における作業の方法等について制作の作業全体を統括して安全衛生管理を進 めることが肝要であります。

つきましては、制作の作業における同種災害の発生を防止するため、下記の事項について徹底していただくよう要請します。

記

(以下関係団体の要請文と同じ)

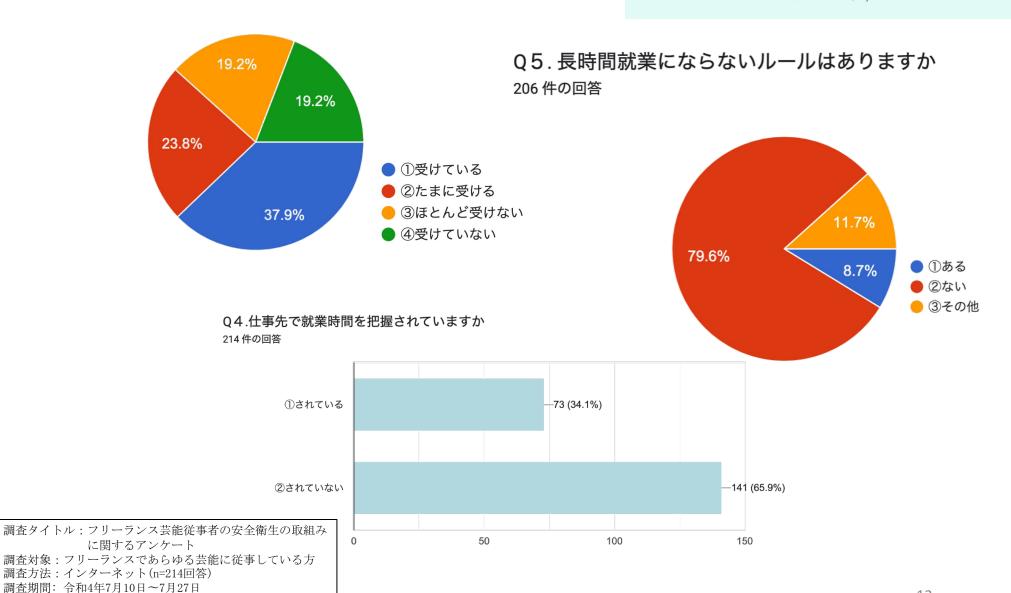
Q2.健康診断を毎年受けていますか

214 件の回答

調査主体:日本芸能従事者協会

芸能従事者 実態調査アンケート 6

安全衛生の取組み Arts Workers Japan



13

Q6. 文化芸術・芸能業界を快適な職場にする取組みについて思うことをお書き下さい① 110件の回答

芸能従事者 実態調査アンケート 6

- 1. 危 険 なシーン、場 所 の 徹 底した 安 全 対 策 を 行う。
- 2. 補償がない分、芸術を磨くための支援金などがあれば
- 3. ユニオンの創設
- 4. 恵まれていない
- 5. インボイス制度に対応するから悩んでいます。インボイスに対応すると消費税課税事業者に変更になりますが、その場合は会社を立ち上げた方がメリットが大きいようです。法人にすると組合の加入条件を失ってしまいます。また機材など経費にかかる値段が上がるなか、今後値上げ分がギャラの請求に反映できるか不安です。
- 6. ルール作りが徹底されていない(ルールが何も無い)
- 7. <mark>やりがい搾取の仕組みをどうにかしないと厳しいと思います。とはいえ十分な収入を得ている劇団は少なく、誰かの金銭的負担の上に成り立っていることも多く、結局誰かがどこかでいろんな無理をして穴埋めしていくしかないのが現状。また、稽古場という特殊な環境におけるコミュニケーションへの慎重さは誰もがもう少し意識的に尊重し合う気持ちを持ちつつ例外なくハラスメントや人権、振る舞いについて勉強していく事が必須かと思います。演劇で(作品や芸術によるものでなく対人との理不尽に)傷付く人がいることが、それが放置されていることが、もうただただ嫌です。</mark>
- 8. ちょっとした、取っ組み合い…例え引っ叩く芝居でも、ちゃんとアクションコーディネーターが就く事が必須だと思います。これは、演劇学科・専攻等も。そして、コーディネーター料や講師料は、ちゃんと常識に沿った、額…危険が伴う技術で、それを終始配慮してる責任リスクを踏まえたモノの支払いの常識化が、急がれると思います。
- 9. アクション系、何故だか、以前から、軽く安易に扱われがち。ここ10年で、随分変わりましたが、それでもまだまだ甘い。確かに、芸能界において、アクション・スタントの分野は、歌舞伎役者の大部屋俳優が担ったのが始まりですが、時代も変わり、子供がチャンバラごっこ・ヒーローごっこに興じなくなり、なかなか技術も高く為り辛い事が実情。また、若い世代は、自主尊重教育の影響で、自分本位さが、進んでおります。心掛けさせても、[足りない]。芸能業界からのより強い発信で、文化芸能方面にも、改めてアクション・技斗・スタント方面の価値を、見直して頂けたらと思います。
- 10. 深夜作業の縮小、休憩時間の順守
- 11. ギャラをあげて欲しい。昭和のまま。
- 12. <mark>早朝、深夜作業を極力なくす</mark>。 移動日、地方でOFFであってもスケジュールが、押さえられている日程は金額を出してほし い
- 13. 歪んだ上下関係の是正、名のある人が偉い人となり、抗えない理不尽な現実の是正。
- 14.文書化された契約書などが存在しないので、口約束だけの就業状況に不安を感じることがままある
- 15.相談できる第三者機関の設置
- 16.取り組み?・・・があるのですか?



Q6. 文化芸術・芸能業界を快適な職場にする取組みに ついて思うことをお書き下さい② 110件の回答

芸能従事者 実態調査アンゲートの

- 1. インデペンデントの人やプロフィールに対する助成が少ない。
- 2. まだまだデータの量が少ないので、エンターテーメント業界の労働環境のレベルの低さを把握する為に情報を収集し、少しで も労働環境をマシに出来れば良いと考えます。
- 3.女性の割合が増えてきているので、結婚、出産、育児、それから介護をしながらでも働ける環境にしていかなければならない と思います。
- 4. 売れてない俳優のギャラが、もう少し上がればいい
- 賃金の定めが必要。安すぎる
- 6. 組合の立ち上げを急いで欲しい
- 7. 技芸と芸術を混同しないような教育。芸術(アート)の楽しさを本来知っている子どもたちから「芽」を奪わないように。その価 値観を持つ教育者を育ててほしい。
- 8. 最低限のギャラの確定。アメリカではユニオンに登録者のみ1日の最低額が\$300とされている。1日6000円で朝から晩まで とかありえない日本の現場。そりゃTVや映画から離れていくわ。
- 9. 芸能タレントを守ることばかりが注目されるが、俳優やタレントによる技術者・スタッフへのハラスメント(横暴な態度・暴言) が多いことが職場の環境を悪くしていることが気になります。
- 10.それぞれの人達同士の配慮。期限や予算の関係で、長丁場や肉体的に厳しい現場になることは、国と業界の関係性におい て今は仕方の無いことかもしれません。ただ、そこにいる人々でお互いを尊重し、ステレオタイプや昭和的と言われるような言 動をしないことによって、もっとやりがいのある、意欲が高い人が集まる職場環境になると思います。
- 11.芸術家、芸能従事者に対する国からの手厚い助成金
- 12. やる気搾取にならない仕組みが必要。
- 13.健康診断、人間ドッグ、女性のがん検診(自治体のは年齢制限あり)など、大企業にいれば当たり前のように受けられる福利 厚生がなく、悔しく感じることが多々あります。こちらのアンケートで改めて思い出すことができました。ハラスメント等も含め、 この業界が更に改善されることを希望致します。
- 14.1日の労働時間の設定や休日の設定。
- 15. 安全に芸術活動に取り組んで行きたい。
- 16. 基本的には奴隷。**こちらの言い分は通らない**
- 17. 社員が残業しない分が全部まわってくるので、人としての権利を主張できるようにしてほしい。メンタル面もふくめて、、、
- 18. 守られていないフリーランスにもきちんとした仕事の供給と補償をしっかりして安定した生活が送れるようになりたい。<mark>フリー</mark> だと単価も安くなるのはおかしいと思う。行政の文化芸術に対する補償はフリーランスまで届いていない。一部の守られた人 達だけでとまっているのが悲しい。
- 19. 主催者(興行社)との請負契約書を、必ず行うと良いと思う。
- 20. 慣れてしまっているが長時間就業が当たり前になっているし、事前にスケジュールすら周知されない。当日にわかる。
- 21. 待遇については事前告知が望ましい

Q6. 文化芸術・芸能業界を快適な職場にする取組みについて思うことをお書き下さい③ 110件の回答

芸能従事者 実態調査アンケート 6

- 1. 現場での時間管理と決まった週休が欲しいです。それを、各制作会社に徹底して、製作委員会が予算組をするときに、スタッフの<mark>健康と衛生に配慮した予算を組んで頂きたい</mark>です。
- 2. 労働時間とそれに対しての報酬を適切化する事が必要
- 3. 自分も協力したい
- 4. 一般的に考えても<mark>異常な長時間労働、またそれに対しての賃金の低さ、また改善して行くには業界全体の意識改革や高収益化の取り組みを国絡みで行って頂きたい。</mark>
- 5. 契約書をつくる。
- 6. 子供をフリーランスで子供を産んだ<mark>女性の仕事復帰がスムーズにいくように</mark>真剣に考えなければいけないと思う。
- 7.政治家や官僚方達を巻き込んで韓国やフランスのようにちゃんと法律で決めてほしい。
- 8. 現場でちゃんと休憩が取れないことがあり、合間を見て弁当を食べたりすることもある
- 9. ハリウッドのような組合による労働時間の規定を設けるなどルールを一本化して欲しい。
- 10.待遇に関する目標を定め、少しづつ向上させていく。情報の共有を徹底する。
- 11. 拘束期間、仕事量に対して報酬が少ない
- 1 2 . <mark>適 切 な 労 働 時 間 、ちゃんと生 活 出 来 る 報 酬 、食 事 時 間</mark> を 適 切 にとる 。 プ ロ ダ ク ション & プ ロ デ ュ ー サ ー の 資 質 の 向 上 。
- 13. 労働時間/労働賃金の改良
- 14.スタッフさんがもっと快適に働けるような現場であればいいなと思います。しっかりご飯休憩をとれて、睡眠時間も確保できる ような環境になればいいなと思います。まずはスタッフさんの健康ありきなのでは…といつも思っています。
- 15. 予算が少ない現場ほど、スタッフの労働時間や報酬が厳しくなるので、国の補助金を、受けやすいようにして欲しい。
- 16. 全スタッフ、下請けじゃなくて雇用でペイロールにして時間管理をするべきです。
- 17.料金体系が相手の言い値な上に、年々金額がひどくなっている。
- 18.映画の現場での契約書、著作権等、悪しき時代を変える時が来ていると感じます。
- 19. 暴力的な映画監督はまだまだいる。
- 20. <u>撮影がデジタルになって数年で賃金、労働環境が急激に悪くなっています。今、改善しなければ取返しがつかなくなると思います。</u>
- 21.報酬の適正な契約
- 22.様々なことについてプロデューサー部の意識改革が必要だと思います。
- 23.難しく中々進まないと思いますが素晴らしい取り組みです。是非実現してください。
- 24.表方、裏方、事務方が普段から気軽に話し合えるコミュニティーの場等があれば、良いと思います。
- 25. 働く側に理不尽な労働条件を課せられないような、きちんとした契約をしてほしい
- 26.しっかりとしたルールをつくり、まずは実行することだと思う
- 27.個人事業主でも入れる労働組合の設置



Q6. 文化芸術・芸能業界を快適な職場にする取組みについて思うことをお書き下さい④ 110件の回答

芸能従事者 実態調査アンケート 6

- 芸術を作る時間、それを労働として考える。時間に対して新しいアイディアを持って接していかなくてはいけないと思います。 単純に8時間労働にするだけでは芸術は成り立たないと思います
- 2. 労基法を遵守願いたい
- 3. 子育て中の労働支援があればと思います。ベビーシッター補助制度も使えるようにしたいです。
- 4. とりあえず、それなりに余裕ある生活にならないと。現場は手取りが減る一方、年々厳しくなるばかり。
- 5. 仕事の性質上、ストレスのかかり方は通常とは違うので、それに基づいた取組みをしてもらいたい。
- 6. 予算、人員、時間が削られる傾向にあるので、その点では製作側の意識改革が必要。
- 7. 芸術家であり所属がないので、<mark>健康診断の助成がありません</mark>。健康診断の高額な費用を自分で賄うのも辛く、受けてないのが現状です。また、芸術祭や美術館での仕事などには<mark>「労働時間」という概念がそもそもありません</mark>。例えば依頼を受けて、 展示のために新作を作る場合でも労働時間を考慮されたこと(や、聞かれたこと)はありません。
- 8. <mark>賃金・保証・労働条件のバランスの悪さ</mark>が少しでも改善されてほしい。<u>この先どうなっていくのか真面目に考えると恐ろしくて</u> 直視できない。
- 9. 契約形態をしっかりと文書化しないといけない。
- 10.必要な取り組みだと思う。
- 11. 契約書を交わす。労働時間を取り決め、それを守る。
- 12.政府やその他公的な機関からは、明らかに軽視され見落とされているように思う。もっと経済的な価値を見出される業界など と比べて。
- 13.就業時間の把握等に、アプリ等を使って、JOBごとにINとOUT情報を送って、JBB時間管理や集計ができるようになるといい。もし健康に影響が出た場合、長時間労働等についての客観的な証拠にできるように思う。
- 14.スタッフ個々の状況を把握するのも重要ですが、<u>業界全体の今までの常識を変えないと状況は変わらない</u>と思います。メジャーの映画会社、テレビ局の製作体制やキャストのスケジュールに左右される撮影状況など、最低賃金にも満たないスタッフの報酬の上限を目指すなど、課題は尽きないです。提言から、更に実行する様、政府に働きかけないと駄目です。
- 15. 長 時 間 であっても、それ に 対 する 対 価 (ギャラ) が あれ ばさほど 不 満 はない。<mark>中 間 搾 取 が 多くて現 場 に 金 が まわっていない</mark>と 感じる
- 16.文化芸術・芸能業界に限ったことではないと思いますが、世間一般の休日が稼働日になるので、基本的に休みがありません。 フリーランスで仕事をしていると、<mark>有給なし&繁忙期もギャラ据え置き(手当なし)</mark>でなかなか大変です。 定時もないため、常に仕事に追われています。 <u>今はまだ体力がありますが、これから年齢を重ねた時にどうなるのだろうと不安</u>に思うことがあります。
- 17. ありがたいことです。健全な職場であって欲しい。
- 1 8 . 契 約 書 類 の 徹 底 。口 約 束 が 多 い た め 、興 行 が 上 手くい か ず ギャラ が 減 額 。ま た 、<mark>所 属 事 務 所 も 、契 約 書 を 交 わして い な い</mark> の で 、仕 事 の 補 償 もな い 。
- 19. 仕事の情報がほしい

Q6. 文化芸術・芸能業界を快適な職場にする取組みについて思うことをお書き下さい(5) 110件の回答

芸能従事者 実態調査アンケート 6

- 1. ひとりひとりのケースが異なるのが当然なので、単に一般化してシステムを作ってしまうのではなく、柔軟に対応していける仕組 みを作れたらいいなと考えます。
- 2. 大手事務者の主催する舞台でマットがない環境でアクロバットの無茶な要求を演出家がして大怪我をして完全に引退した仲間がいます、その場に自分はいませんでしたが今でもはらただしく労働環境問題は根深いと思いますので、政府がまず予算をつけてください
- 3. 就業時間の明確化、時間外の残業手当など
- 4. どんどんしてほしい
- 5. 取り組みが行われているとは思えない。早朝、深夜作業は減っていない。
- 6. 最低賃金などの金銭的保障額などの設定
- 7. 賃金の増加、海外スタッフとの共同制作の機会の増加、海外への留学または勉強会支援制度
- 8. 交通費支払いが曖昧なのが気になります。仕事でいくのだから距離に関係なく支払うのは当然だと思います。
- 9. 全ての芸術に携わる仕事をしている人間を対象とした保険を使ってほしい
- 10.作業万端の確立。年上から年下への作業の無理強いを禁止。
- 11. 交通費を別途支払いにしてほしい。
- 12. 予め予定をしっかり立てて、急な都合で変更したりしないでスケジュールをしっかり立ててそれに則って遂行してほしい。
- 13.本当は週休2日が精神的にも肉体的にも良いと思うけど、なかなかそうはならない…また、子育て中の現場参加が難しい。
- 14. <mark>労 務 管 理 など 無 い に 等しい</mark> か ら 、組 合 や マ ネ ジ メント な ど 必 要
- 15.スケジュールの『押さえ』にも賃金が発生するしくみ。数日押さえで直前でバラすと無給になる、という習慣の改善を切望します
- 16. <mark>ギャラ請求やギャラ値上げの交渉がしにくい</mark>。無料奉仕や、いつまでも薄給のまま。ギャラに見合わない仕事量も要求される。
- 17. 常に対人であるので各々が節度を持って行動することが望ましい
- 18.「好きな事をやっているから」「フリーだから」という事で、契約や報酬や保険など蔑ろにされる事が多い。会社員の方達は「した くない事に縛られているんだから保険や有給は当然の権利」といって、制度に関してはとても冷たく線引きをしてくる。こういう事 をなんとかする事が必要なのではないでしょうか。仮にコロナで休んだとしても、休んでいる間の給与の保証はなく「自業自得、 自己責任」という言葉で片付けられる。この辺りの誤解が全く埋まらず双方がイヤな思いをしていると思う。
- 19. 労働基準法の厳守徹底とアメリカの様なユニオンの設立
- 20.物価はどんどん値上がりし、政府は賃金値上げを掲げているが、<mark>フリーランスはどんどんギャランティーが下がっている</mark>。最近は<mark>消費税込み・交通費込み</mark>で言われ、実質の値下げさせられている。正直<u>ギャランティー安すぎて見習いなど若い人が現場に出</u>にくい現状。若者の育成ができない。そんな現状を何とかして欲しい。

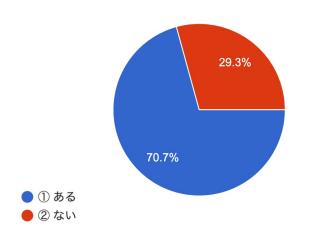


Q3.報酬より経費が上回る事はありますか 304 件の回答

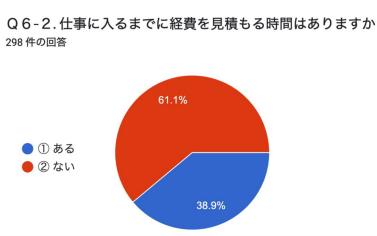
Q4. 経費の請求をしていますか 304 件の回答

芸能従事者 実態調査アンケート 2 経費負担の適正性

Arts Workers Japan

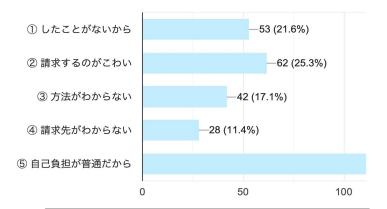






Q5. 経費を請求しない理由は(複数回答可)

245 件の回答



フリーランス芸能従事者の経費の適正性にするアンケート

調査対象:フリーランス芸能従事者 調査方法:インターネット(n=313回答)

調査期間: 令和3年12月18日~令和4年年2月1日

調査主体:日本芸能従事者協会

Q6. どんな経費を負担していますか(複数回答可)

303 件の回答

